

芦屋市放課後児童クラブ 延長土曜申請書等

保護者氏名

フリガナ		☐ 男 ☐ 女	学級	年生
児童氏名			平成・令和 年 月 日生	
住 所	〒659- 芦屋市			

利用申請

☐土曜育成

利用開始	令和 年 月 日 から 土曜育成の利用を希望
------	------------------------

☐延長育成

利用開始	令和 年 月 日 から 延長育成の利用を希望
------	------------------------

☐利用申請 ☐変更届

お迎え名簿	氏 名	児童との関係	氏 名	児童との関係

中止届

☐土曜育成

利用中止日	令和 年 月 日
利用中止理由	☐ 家庭で育成が可能 ☐ その他（理由をお書きください。）

☐延長育成

利用中止日	令和 年 月 日
利用中止理由	☐ 家庭で育成が可能 ☐ その他（理由をお書きください。）

裏面もご確認ください。→

青少年育成課記入欄				
上記の申請について受付します。	S 入力	担当者	受 付	受付日
				/

延長土曜の注意点について

土曜育成

- ・土曜育成を利用する際は、昼食とおやつ（100 円程度）の用意が必要です。
- ・土曜日は延長育成を実施しておらず、17 時（11 月・12 月は 16 時 30 分）に一斉下校となります。

延長育成

・延長育成利用は、19 時までに保護者等（16 歳以上）のお迎えが必須です。お迎え名簿には、お迎えに行く可能性がある全員分の氏名、児童との関係を記入してください。同じ学級を利用している保護者の相互協力も可能です。児童の安全確保の為、原則として記入されている方以外のお迎えは認めません。お迎えに行く方に変更が生じた場合は、必ず青少年育成課に届け出てください。

・芦屋市放課後児童クラブの延長育成を利用するにあたり、下記事項に該当する場合は利用の許可の取消しを行うことがあります。

- 1 19 時までに保護者等が迎えに来ることができない場合
- 2 定められた育成料を滞納した場合
- 3 定められた規定を守らなかった場合
- 4 その他、学級の管理運営上支障をきたす事由が生じた場合

利用中止について

・利用を中止する月の月末（8 月で利用を中止する場合は、8 月 31 日）までに、必ず学級または青少年育成課へ提出をお願いします。